

山田町長選挙

7月6日告示

7月11日投票

任期満了（7月14日）に伴う山田町長選挙が7月6日告示、11日投票で行われます。詳しい内容については、次号の広報でお知らせします

参議院議員の通常選挙日程の見通し

6月24日公示

7月11日投票

第20回参議院議員通常選挙が6月24日公示、7月11日投票で行われる見通しです。このことにより山田町長選挙と同じ日に投票が行われる見通しとなっています。詳しい日程については、次号の広報でお知らせします。

海区の補欠選挙は無投票当選が決定

5月16日執行の岩手海区漁業調整委員会委員補欠選挙（定数1）は5月7日告示され、定数1と同数しか候補の届け出がなかったため、無投票当選が決定しました。
 ▷当選者 広田湾漁業協同組合（陸前高田市広田町字泊102番地4）

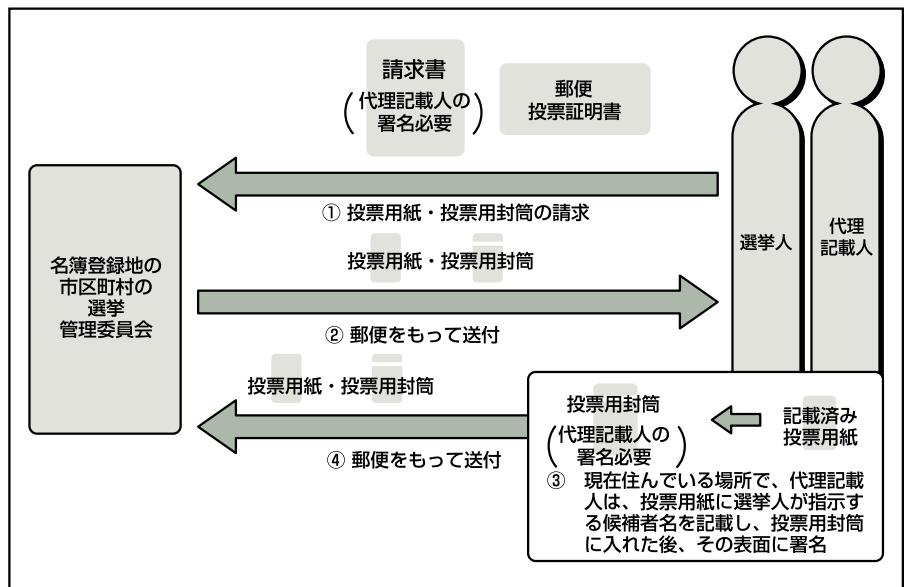
◆郵便投票ができる人 ※太字（緑色）は新たに対象になったものです。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級または3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

◆代理記載投票ができる人

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症

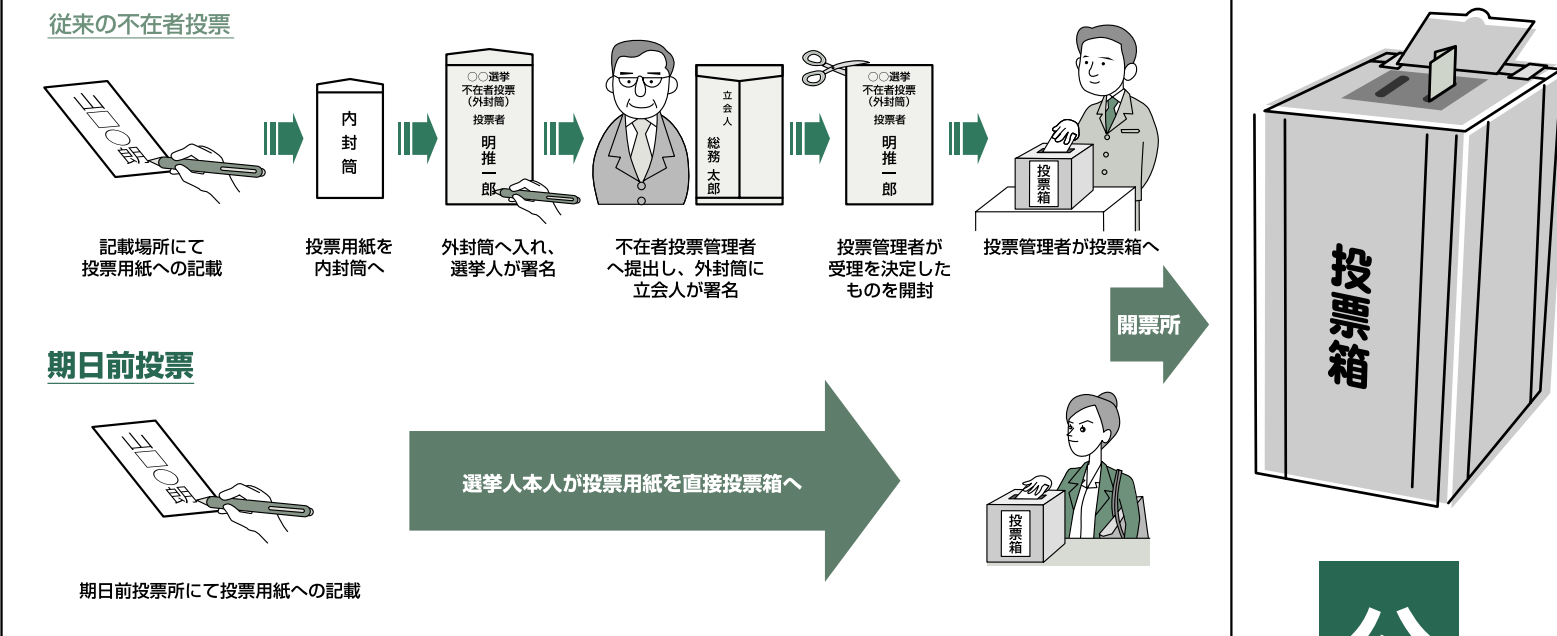
◆代理記載による投票手続き



「代理記載制度」の創設
 郵便による不在者投票をすることが出来る選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の①または②に該当する方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者「代理記載人（選挙権を有する者に限りません）」に、投票に関する記載を

「代理記載制度」の創設
 郵便による不在者投票をすることが出来る選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の①または②に該当する方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者「代理記載人（選挙権を有する者に限りません）」に、投票に関する記載を

◆期日前投票による投票手続きの簡素化



公職選挙法が一部改正

不在者投票の手続きを簡素化

選挙人の投票しやすい環境を整えるため、公職選挙法が一部改正され、不在者投票制度が変わりました。昨年十二月に投票日前でも直接投票箱に投票できる「期日前投票制度」が創設されたほか、今年二月には身体に重度の障害がある選挙人を対象にした「郵便による不在者投票制度」の改善が図られました。ここでは、同制度の主な変更内容について紹介します。

「期日前投票制度」が新たに創設されました

期日前投票制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の不在者投票所で直接行う投票が「期日前投票」に移行されたもので、投票手続きをより簡素化したものです。選挙は、選挙期日（投票日）に投票所に向き投票することを原則としていますが、期日前投票においては、選挙期日前であっても選挙期日と同じく投票

村に一カ所以上設けられる「期日前投票所」となります。投票期間は選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。なお、名簿登録地以外の市区町村や病院、老人ホームなどでの不在者投票は、従来どおりの手続きとなります。また、選挙期日には選挙権を有するが、選挙期日前に投票を行おうとする日において、まだ選挙権を有しない人（選挙期日に二十歳を迎える人など）は、期日前投票をすることはできないので、例外的に名簿登録地の市区町村で不在者投票をすることが出来ます。

郵便による不在者投票制度が改善されました

対象者の拡大
 郵便による不在者投票とは、身体に重度の障害がある選挙人